鹿行ニュース　No.41
令和２年６月１６日

鹿　児　島　県　行　政　書　士　会
鹿児島市与次郎２－４－３５　ＫＳＣ鴨池ビル２０２号室
（敷地内併設の駐車場は３０分無料）
電話：099－253－6500　FAX：099－213－7033

会員 各位

鹿児島県行政書士会
会長　　鶴　　信光

鹿児島県行政書士会長之印

他県の行政書士が任意後見契約を締結していた高齢女性の資産を横領したとして逮捕された不祥事案の発生について（連絡）

大分県行政書士会所属の行政書士が、任意後見任として管理を任された高齢（98歳）女性の口座から自分の口座に７００万円を送金し着服したとして警察に逮捕され、その後検察庁に送致された旨の報道が同県内でなされたとの情報に接しました

この報道内容が事実であれば、国家資格者としての信頼を大きく裏切る行為であり、決して許されるものではありません。

会員の皆様におかれましては、これを「他山の石」として今後も各自これまで通り適正な業務の遂行に努められますようお願い申し上げます。

～（天網恢恢疎にして漏らさず）～

なお、日本行政書士会連合会のホームページに、この件に関する会長声明が次のとおり掲載されていますのでお知らせ致します。

（日行連ホームページより）

日本行政書士会連合会
会員逮捕に関する会長声明

令和２年６月２日、大分県行政書士会所属の会員が、任意後見契約を結んでいた高齢女性の資産700万円を着服したとして、業務上横領の疑いで逮捕されたとの報道がなされました。

この報道、容疑が事実であれは、国家資格者としての信頼を大きく裏切る大変遺憾な行為であり、決して許されるものではありません。

当会としては、会員が逮捕された事態を真摯に受け止め、改めて綱紀の粛正を図り、行政書士の社会的信用を損なうことのないよう努力してまいります。

令和２年６月４日
日本行政書士会連合会
会 長　常住　豊

戸籍・住民票の請求は受任している事件・事務に関する業務遂行に必要な場合のみ職務上請求書を使用することができます。
使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。
作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。
鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。